

議案第74号

小金井市職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部を改正
する条例

小金井市職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成24年11月29日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

休職制度の変更に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部を改正
する条例

小金井市職員の分限に関する手続および効果に関する条例（昭和30年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中第5項を第6項とし、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第5項とする。

ただし、休職の期間が満了したときにおいては、当該職員は当然復職するものとする。

第4条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、休職の処分を受けた職員が次項の規定により復職した日から起算して1年以内に再び当該休職の処分の事由とされた疾病と同一の疾病により休職の処分を受けるときのその者の休職の期間は、当該復職前の直近の休職の期間（その期間の算定においてこの項の規定により通算した休職の期間があるときは、当該通算した休職の期間を含む。）を通算して3年を超えない範囲内（勤続年数10年を超える職員については、更に1年を超えない範囲内において延長することができる。）において休養を必要とする程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市職員の分限に関する手続および効果に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の休職の処分について適用し、施行日前の休職の処分については、なお従前の例による。この場合において、改正後の条例第4条第4項の規定にかかわらず、施行日前の休職の処分による休職の期間は、同項の休職の期間に通算しないものとする。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

- 3 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「期間」の次に「（当該休職期間の決定の際、直近の休職期間を通算した場合は、当該直近の休職期間を含む。次項において同じ。）」を加える。

小金井市職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(休職の手続および効果)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 } 省略</p> <p>3 }</p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、休職の処分を受けた職員が次項の規定により復職した日から起算して1年以内に再び当該休職の処分の事由とされた疾病と同一の疾病により休職の処分を受けるときのその者の休職の期間は、当該復職前の直近の休職の期間(その期間の算定においてこの項の規定により通算した休職の期間があるときは、当該通算した休職の期間を含む。)を通算して3年を超えない範囲内(勤続年数10年を超える職員については、更に1年を超えない範囲内において延長することができる。)において休養を必要とする程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。</u></p> <p>5 <u>任命権者は、前2項の規定による休職の期間中であつても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。ただし、休職の期間が満了したときにおいては、当該職員は当然復職するものとする。</u></p> <p>6 省略</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の小金井市職員の分限に関する手続および効果に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の休職の処分について適用し、施行日前の休職の処分については、なお従前の例による。この場合において、改正後の条例第4条第4項の規定にかかわらず、施行日前の休職の処分による休職の期間は、同項の休職の期間に通算しないものとする。</p>	<p>(休職の手続および効果)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 } 省略</p> <p>3 }</p> <p>4 任命権者は、<u>前項</u>の規定による休職の期間中であつても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>5 省略</p>	<p>心身の故障による休職の期間通算制度の整備</p> <p>項の繰下げ及び規定の整備</p> <p>項の繰下げ</p>

(職員の給与に関する条例の一部改正)

3 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「期間」の次に「(当該休職期間の決定の際、直近の休職期間を通算した場合は、当該直近の休職期間を含む。次項において同じ。)」を加える。

病気休職の通算制度について

原則

